保発第0313002号
平成18年３月13日

地方社会保険事務局長　殿

厚生労働省保険局長

「特定承認保険医療機関の取扱い」の一部改正について

今般、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）等が公布され、平成18年４月１日より施行されることに伴い、「特定承認保険医療機関の取扱いについて」（平成17年８月31日保発第0831001号）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

３の⑷のアを次のように改める。

ア　特定承認保険医療機関において高度先進医療を含む療養（高度先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして特定承認保険医療機関の承認を受けて行うものに限る。）を受けた患者は、特定療養費の支給を受けるものとし、当該特定療養費の算定に当たっては、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）の例によるものとする。（平成18年厚生労働省告示第101号関係）